

北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科 学位論文作成要領

(平成 29 年 7 月 12 日 リハビリテーション科学研究科委員会決定)

(趣旨)

第 1 この要領は、学位規程及び学位論文に関する取扱細則に定めるもののほか、学位論文の取扱いに関し必要な事項を定める。

(学位論文)

第 2 論文は、修士課程に 1 年以上在学し、所定の科目について 30 単位（「特別研究」8 単位を含む）以上を修得見込み者が提出することができる。

第 3 論文は和文又は英文の単著とする。

(指導教員)

第 4 指導教員は、本大学院の人材育成目的を達成するため、履修すべき選択必修科目を指導する。1 年次前期末（定期試験完了を目処とする。秋季入学者は以下、半期の読替をする。）までに指導教員 1 名、必要のある場合は副指導教員 1 名を決め、その指導の下「特別研究」を履修・完成するものとする。但し、特別の事由があるときは、研究科委員会の承認を得て指導教員を変更することができる。変更の申請は毎学期の定期試験完了までに提出しなければならない。

(論文計画)

第 5 指導教員と相談の上、1 年次前期から計画し、1 年次の後期までに、「修士論文計画書（所定用紙）」を指導教員を経て、研究科長に届け出た上で、研究計画発表を行わなければならない。

(論文計画の変更)

第 6 特別の事由があるときは、計画及び課題のテーマを変更することができる。その変更申請は、研究科委員会の承認を必要とする。申請は毎学期末までとし、新たな「修士論文計画書（所定用紙）」を提出しなければならない。

(中間発表)

第 7 学位論文の公開発表会のために中間発表を行わなければならない。中間発表の時期は課程修了年次の 9 月まで又は 3 月（翌期の審査）とし進捗状況を報告し、かつ指導を受けるものとし、その後の研究進展に役立てることとする。研究科委員会の判断によって再度の発表を要求される場合がある。

(最終発表)

第 8 最終発表は課程の学力認定試験でもあり、これを行わなければならない。時期は課程修了期となる 2 月中旬まで又は 8 月中旬とする。

(提出論文の形式)

第 9 提出論文の形式は「北海道文教大学研究紀要投稿要領」に準拠する。但し、ページ数や図・表などの数に制限は設けないものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 19 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 9 月 14 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

修士論文計画書

年 月 日 提出

学 籍 番 号		氏 名	
① 論文題目（論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を〔 〕内に併記すること。）			
〔 〕			
②研究目的			
③研究内容と方法			
④研究計画			
指 導 教 員	⑩	副指導教員	⑩ (必要のある場合のみ)